

死因究明等推進計画及び関係施策の検討の進め方について(案)

- 死因究明等推進計画は、死因究明等推進基本法の規定により「講ずべき施策」とその「具体的な目標」「達成時期」を提示することが求められており、年度内にこの基となる報告書を取りまとめる予定。
- 一方で、各施策の具体的な制度設計等の内容については、推進計画の本文に詳細を記載することは困難であることから、関係省庁において検討を進める中で、検討会委員(=推進本部の専門委員)から個別にご意見を伺う機会を設け、最終的な事業実施につなげることにしたい。

R2年9月

R3年3月～4月

検討会における検討

- ・講ずべき施策
- ・具体的な目標
- ・達成時期

第2回検討会

第3回検討会

報告書
とりまとめ

推進計画の策定
(閣議決定)

R4年度
予算要求

制度・事業等の実施

各施策の具体的な制度設計等の検討

必要に応じて、相互に反映

各担当省庁における検討

個別施策に関する
打ち合わせ①

例: 検案医師・死後CT検査
施設の確保 等

個別施策に関する
打ち合わせ②

例: 専門的な拠点整備、
法医学教室充実 等

個別施策に関する
打ち合わせ

例: 医学部・歯学部・薬学部
の教育内容 等

関係省庁・専門委員による打ち合わせ(オンライン)